

## 宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第3回）

### 知事から本部員（幹部職員）への指示事項

#### 1 積極的疫学調査の徹底について

感染拡大を防ぐため、濃厚接触者が県保健所管内に居住する場合は、仙台市の保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。

#### 2 関係機関、関係団体への周知

感染の拡大防止がより重要な局面になったことから、関係部局から関係機関や関係団体等に対し、改めて、感染予防や感染拡大防止に関する注意喚起等を行うこと。

特に、高齢者等、感染した場合に重症化しやすい方が利用する施設等に対し、感染予防の徹底などを再度周知すること。

#### 3 小・中学校等の臨時休業について

3月2日からの小・中学校等の臨時休業に伴う各方面への影響が予想されることから、予め想定できる影響については、各部局において対応策等を講じるとともに、新たな影響等に対しても、しっかりと情報収集を行うこと。

部局を横断するような影響に対しては、各部局が状況を把握し、しっかりと連携を図り対処すること。

また、学校の休業に伴い、その受け皿となる放課後児童クラブのニーズの増加も想定されることから、保健福祉部を中心に、事業主体である市町村から課題や要望を積極的に聞き取り、必要な助言や支援を行い、円滑な運営ができるよう最大限努力すること。

#### 4 職場における感染症の拡大防止について

職場における感染症の拡大防止に向けた取組を促進するため、また、小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子どもを持つ従業員への対応として、改めて、休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等について関係団体等を通じて事業者へ促すこと。

#### 5 県主催の催事及び職員の勤務形態等について

不特定多数の人が集まる県主催のイベント等の開催については、感染拡大につながる可能性があることから、既に示している開催の考え方に則し、しっかりと対応すること。

また、県内での初めての発生を踏まえ、当初2週間として示していた適用期間を、3月末まで継続すること。

さらに、県職員についても、時差勤務制度の積極的な活用など可能な取組を行うこと。